

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第73号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市京北運動公園の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市京北運動公園条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 野球場兼運動場及びテニスコートに係る利用料金

区 分	単 位	利用料金			
		改 正 前		改 正 後	
		昼間	夜間	昼間	夜間
野球場兼運動場	1時間	円 500	円 700	円 <u>520</u>	円 <u>730</u>
テニスコート	1面につき1時間	500		<u>520</u>	

備考 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後10時30分までをいう。

(2) 構内地に係る利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		改正前	改正後
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,000	円 <u>1,040</u>
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200	<u>2,300</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第73号

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例

京都市京北運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1野球場兼運動場の項中「500」を「520」に、「700」を「730」に改め、同表テニスコートの項中「500」を「520」に改める。

別表第2売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,000」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,200」を「2,300」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)